平成２６年（フ）第１９１号
北海道帯広市東１条南16丁目２番地１　大東マンション６号室
債務者　谷瀬　恵美
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午後２時40分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第８３４号
東京都昭島市拝島町３丁目17番12―207号
債務者　田中　　實
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１６７２号
横浜市旭区本宿町67番地　本宿アパート１号室
債務者　石川　博行
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７９８号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地２棟106号
債務者　吉岡　　勉
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８２６号
神奈川県鎌倉市由比ガ浜１丁目12番21号　木村コーポ202号
債務者　白石　和繁
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１８３号
釧路市新橋大通９丁目２番11号
破産者　株式会社リプラン
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１２６号
釧路市北大通８丁目１番地
破産者　有限会社坤龍
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９１号
群馬県安中市岩井483番地３
破産者　有限会社ヴィーナスサポート
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３６８号
埼玉県狭山市入間川１丁目６番６号
破産者　株式会社ＣＴＳエンタープライズ
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１７１号
千葉県四街道市旭ケ丘１丁目10番８号
破産者　髙杉　智津
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第３２号
山梨県大月市猿橋町猿橋571番地
破産者　有限会社産業資源開発
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
岡山市中区平井1182番地21ニューベルメゾン坪田310号
破産者　杉本　克枝
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９０号
広島市西区南観音４丁目２番13号
破産者　株式会社第一
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４号
徳島市問屋町14番地
破産者　株式会社明治屋本店
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８１号
徳島県徳島市南二軒屋町神成836番地の20
破産者　有限会社アップショット
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７号
札幌市北区太平９条５丁目２―１
破産者　株式会社ウェヌス
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２６年（フ）第１８４号
埼玉県熊谷市佐谷田3323番地
破産者　朝日工業株式会社
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２２８号
静岡県浜松市浜北区中瀬4749番地の１
破産者　有限会社シャングリラ
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止の取消決定確定及び廃止意見聴取等の期日

次の破産事件について、当裁判所が平成26年10月15日にした破産手続廃止決定を取り消す旨の決定をし、同決定は平成26年11月７日に確定したから、次のとおり決定する。

平成２６年（フ）第７０２号
京都府八幡市男山八望３番地１―Ｂ46―404、前住所京都府相楽郡精華町光台６丁目８番地２
破産者　中野　　肇
廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午前10時
平成26年11月10日
京都地方裁判所第５民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第３３２３号
大阪府八尾市桜ケ丘１丁目32番地　パークメゾンカーム103号、開始決定時の住所大阪府八尾市安中町３丁目２番67―1501号
破産者　折戸　隆宏
1　破産債権の届出期間　平成26年12月12日まで
2　一般調査期日　平成27年２月16日午後３時30分
平成26年11月13日
大阪地方裁判所第６民事部